

千葉市公告第466号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第15条第7号の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり取消したので、同規則第19条第2号の規定により公告します。

令和2年7月20日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 指定取消排水設備工事業者
石井興業 株式会社（千葉市緑区土気町1519番地9）
- 2 指定取消日
令和2年7月17日
- 3 取消理由
指定排水設備工事業者辞退届が提出されたため